新幹線協議会ネットワーク

No.１７
２０２４年１１月６日　発行
ＪＲ東労組新幹線協議会
発行責任者　近　藤　隆　行

「第6回定期委員会」発言等に基づく申し入れ
幹本申1号の交渉を行う

第４項　新幹線運転士による車内放送の実施は運転士の判断とすること。

《組合》運転士が車内放送を行う目的は？
《会社》お客さまへの安心感と異常時の安全確保である。
《組合》なぜ運転中に放送を行わせるのか？停車中でも良いのでは？
《会社》車内放送自体に慣れてもらうため。放送のタイミングは今後も検討する。
《組合》運転中の放送は運転操縦が疎かになるリスクがある。
《会社》あくまで運転操縦優先である。
《組合》運転士の放送は必ずやらなければいけないものなのか？
《会社》実際に放送を行うかは運転士の判断となっている。そのように指導している。
《組合》放送を行うこと自体への戸惑いや放送のタイミング等さまざまな課題がある。
《会社》この施策は始まったばかりである。今後も検討を重ねていく。

運転操縦が優先であり、
安全が脅かされる事はあってはならない！！